府令・省令

○内閣府・国土交通省令第二号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十六条第一項第三号の規定に基づき、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令の一部を改正する命令

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定避難施設の管理方法に関する基準） **第一条**　津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第五十六条第一項第三号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路を明らかにするとともに、当該場所及び当該経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動（第三条第一号において「物品の設置等」という。）により避難上の支障を生じさせないこととする。	（指定避難施設の管理方法に関する基準） **第一条**　津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第五十六条第一項第三号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動（第三条第一号において「物品の設置等」という。）により避難上の支障を生じさせないこととする。

附　則

この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

省　令

○総務省・財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成三十年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

平成三十年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金四千億円とする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○総務省・厚生労働省・国土交通省・令第一号
環境省・経済産業省・防衛省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十五号）の一部の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治
防衛大臣　小野寺五典

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年総務省、経済産業省、環境省、厚生労働省、国土交通省、防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。